

## 板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画 2023 の策定について

### 1 計画の概要について

平成 28 (2016) 年に策定した板橋区地域保健福祉計画「地域でつながるいたばし保健福祉プラン 2025」(以下「地域保健福祉計画」)は保健・福祉分野における基礎的な計画として高齢者保健福祉計画(老人福祉計画)を包含し、分野別の将来像、基本目標を掲げ、関連施策を推進してきた。

そのような中、平成 29(2017)年 5 月の社会福祉法が改正され、市町村の地域福祉計画が各福祉分野における上位計画として位置づけられたことから、平成 31(2019)年 1 月に地域保健福祉計画を改定して各福祉分野を超えて取り組むべき事項を掲載し、地域共生社会の実現に向けた取組を進めている。

令和 2 (2020)年度は、第 7 期計画に相当する「板橋区介護保険事業計画 2020」の最終年度であることから、令和 3 (2021)年度から令和 5 (2023)年度までを計画期間とする次期計画として第 8 期介護保険事業計画を策定するにあたり、区の高齢者福祉の基本方針を定める高齢者保健福祉計画を併せて策定する。

### 2 板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画 2023 の素案について

令和 2 (2020)年 8 月の健康福祉委員会に報告した計画の骨子案をもとに、庁内での協議に加え、外部検討組織である「板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画委員会」での意見聴取のほか、「介護基盤検討部会」と「地域包括ケアシステム検討部会」を設けて分野ごとに専門的な検討を行い、本計画の素案を作成した。

### 3 板橋区高齢者保健福祉・介護保険事業計画 2023 の構成について

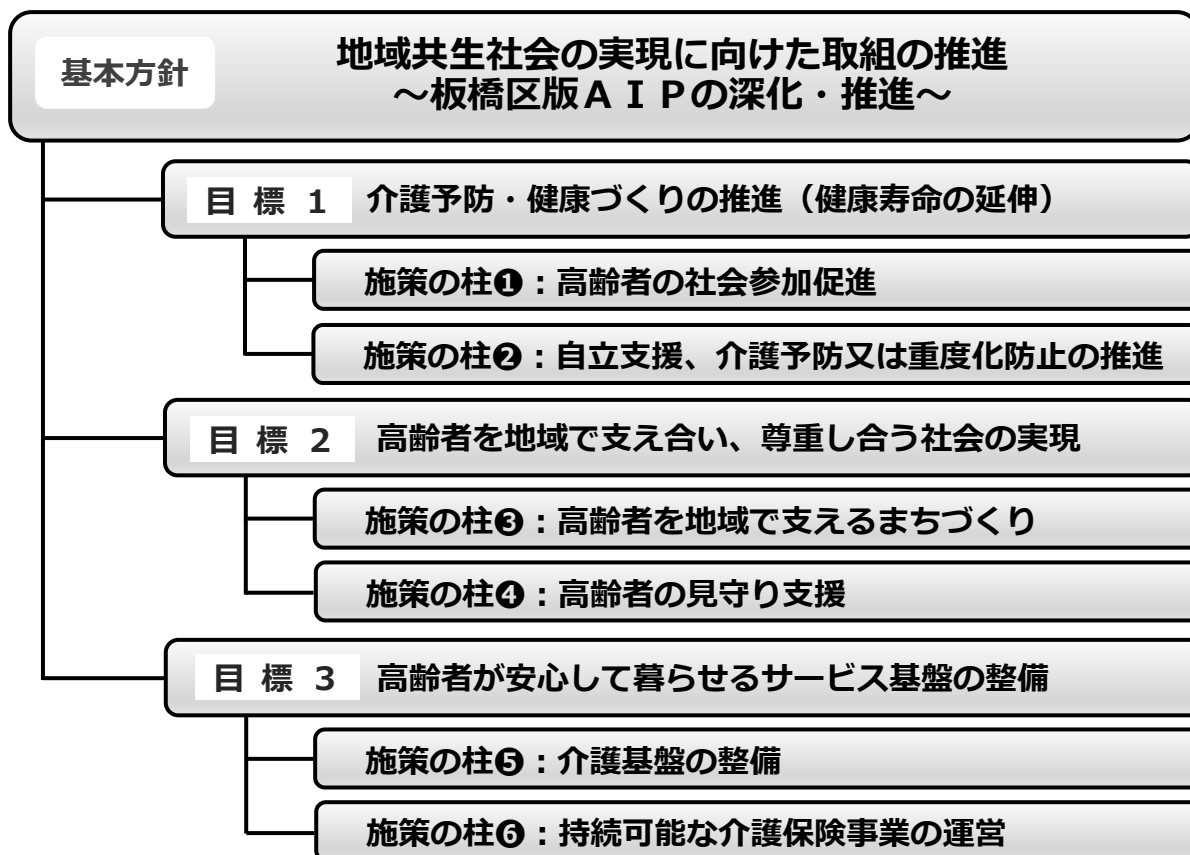
#### (1) 基本理念について【本編 31 ページ】

板橋区政の長期的指針を示す「板橋区基本構想」において、基本政策として掲げている「安心の福祉・介護」と「豊かな健康長寿社会」を一体的かつ総合的に推進していくために、団塊世代の全てが 75 歳以上となる令和 7 (2025)年、更には現役世代人口の急減に直面する令和 22(2040)年を見据えて、本計画における基本理念を以下のとおりとする。

**基本理念** 高齢者の福祉・介護の充実と豊かな健康長寿社会の実現

## (2) 基本方針と目標について【本編 31～33 ページ】

基本理念の実現をめざして、基本方針及び3つの目標を設定し、また、各目標に沿って6つの施策の柱を設ける。



## (3) 重点事業について【本編 34・35 ページ】

本計画の策定にあたっては、現計画である「板橋区介護保険事業計画 2020」における取組を評価、検証するとともに、令和7(2025)年の地域包括ケアシステムの構築に向けて、更には介護サービス需要の一層の増加・多様化や、現役世代(担い手)の減少も顕著になる令和22(2040)年を見据え、介護予防・健康づくりの推進(健康寿命の延伸)、保険者機能の強化、地域包括ケアシステムの推進、認知症施策の総合的な推進等の観点から、各施策の柱ごとに重点事業を設定する。

施策の柱	重点事業
柱1：高年齢者の社会参加促進	●シニア世代活動支援プロジェクトの推進
柱2：自立支援、介護予防又は 重度化防止の推進	●一般介護予防事業 ●認知症初期集中支援事業
柱3：高齢者を地域で支えるまちづくり	●生活支援体制整備事業 ●地域包括支援センター (おとしより相談センター)の機能強化 ●成年後見制度利用促進

施策の柱	重点事業
柱4：高齢者の見守り支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●認知症サポーター活動支援</li> <li>●見守り体制の拡充</li> </ul>
柱5：介護基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●療養相談室</li> <li>●医療・介護連携情報共有システムの検討</li> <li>●多職種による会議・研修</li> <li>●地域密着型サービスの整備</li> </ul>
柱6：持続可能な介護保険事業の運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護人材の確保・育成・定着支援と介護現場の負担軽減</li> </ul>

#### (4) 高齢者保健福祉施策について【本編 40 ページ～】

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づき、高齢者福祉施策の基本的方向性や今後取り組むべき具体的施策等について定める。

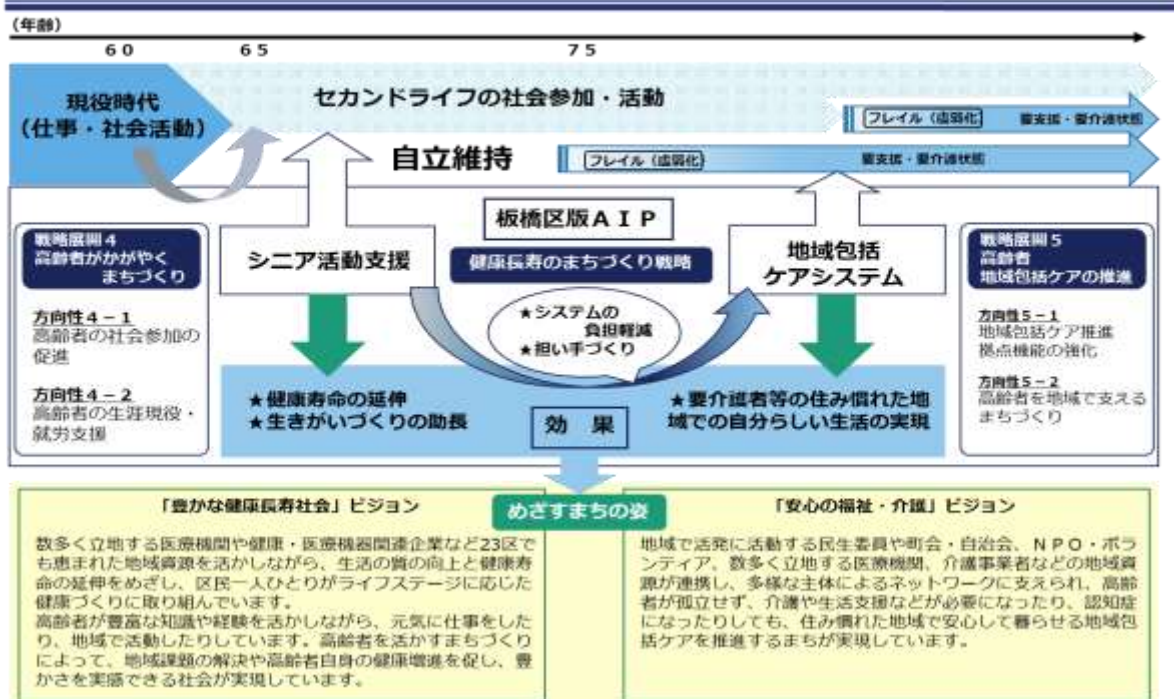
板橋区では、「板橋区版 A I P」の構築をめざし、重点分野を設定して、様々な施策・事業を推進しているが、これは一体的・総合的な高齢者保健福祉施策の推進を図るものであり、また、高齢者保健福祉施策の大部分を包括的に具現化している。

そこで本計画では、「板橋区版 A I P」の推進における重点分野の事業を、計画の施策の柱に沿った事業として施策体系に位置づけている。

さらに、本計画における成年後見制度利用促進を区市町村における成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画である「板橋区成年後見制度利用促進基本計画」とする。

## 高齢者施策展開図

※図中の「ビジョン」は、板橋区基本構想に掲げる政策分野別の「あるべき姿」、「戦略展開」は、板橋区基本計画2025の「未来創造戦略」に基づくものです。



## AIP 推進に向けた重点分野と事業一覧

重点分野項目	主な事業内容	
1 総合事業/ 生活支援体制整備事業	1-1 介護予防・生活支援サービス事業 <b>柱②・柱⑥</b> ア 指定事業者によるサービス イ 住民主体のサービス ウ 保健・医療専門職のサービス	
	☆1-2 一般介護予防事業 <b>柱②</b> ア 介護予防把握事業 イ 介護予防普及啓発 ウ 介護予防サービス推進事業 エ 認知症予防事業 オ 在宅高齢者食生活支援事業 カ 公衆浴場活用介護予防事業 キ 地域ボランティア養成事業 ク ふれあいランチ広場事業 ケ 介護予防グループ支援事業 コ 介護予防サービス評価事業 サ 地域リハビリテーション活動支援事業 シ リハビリテーション専門職による住民主体型介護予防事業	
	☆1-3 生活支援体制整備事業 <b>柱③</b>	
	2-1 医療・介護・障がい福祉連携マップ <b>柱⑤</b>	
	☆2-2 療養相談室 <b>柱⑤</b>	
	2-3 在宅患者急変時後方支援病床確保事業 <b>柱⑤</b>	
	☆2-4 医療・介護連携情報共有システムの検討 <b>柱⑤</b>	
	☆2-5 多職種による会議・研修 <b>柱⑤</b>	
	3 認知症施策	3-1 認知症普及啓発 <b>柱④</b>
		3-2 認知症予防・備え（認知症予防講演会・脳力アップ教室） <b>柱②</b>
3-3 認知症もの忘れ相談事業 <b>柱②</b>		
☆3-4 認知症初期集中支援事業 <b>柱②</b>		
3-5 あんしん認知症ガイド（板橋区版認知症ケアパス） <b>柱④</b>		
3-6 認知症カフェ <b>柱③</b>		
3-7 認知症家族交流会・家族講座 <b>柱③</b>		
☆3-8 認知症サポーター活動支援 <b>柱④</b>		
3-9 認知症声かけ訓練 <b>柱④</b>		
3-10 若年性認知症への支援 <b>柱③</b>		
3-11 板橋区認知症支援連絡会、東京都健康長寿医療センターとの連携強化 <b>柱③</b>		

重点分野項目	主な事業内容	
4 住まいと住まい方	☆ 4-1 見守り体制の拡充 (柱④) ア 高齢者見守り調査事業 イ ひとりぐらし高齢者見守り対象者名簿事業 ウ 緊急通報システム事業 エ 高齢者電話訪問事業 オ 高齢者見守りキーホルダー事業 カ 地域見守り活動支援研修事業 キ 高齢者見守り地域づくり協定	
	4-2 身元不明等高齢者の保護 (柱④)	
	4-3 都市型軽費老人ホームの拡大 (柱⑤)	
	4-4 サービス付き高齢者向け住宅 (柱⑤)	
	4-5 民間賃貸住宅における居住支援 (柱③)	
	4-6 住宅の安心・安全バリアフリー化 高齢者住宅設備改修費助成事業 (柱⑤)	
	5 基盤整備	☆ 5-1 地域密着型サービスの整備 (柱⑤・柱⑥) ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 イ 小規模多機能型居宅介護 ウ 看護小規模多機能型居宅介護 エ 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム） オ 認知症対応型通所介護 カ 夜間対応型訪問介護 キ 地域密着型通所介護 ク 地域密着型特定施設入居者生活介護（定員 29 人以下の有料老人ホーム） ケ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（定員 29 人以下の特別養護老人ホーム）
☆ 6-1 シニア世代活動支援プロジェクトの推進（シニア世代の社会参加・活動支援）(柱①)		
6-2 板橋グリーンカレッジ (柱①)		
6-3 ふれあい館 (柱①)		
7 啓発・広報		☆ 区民への周知
8 地域包括支援センター（おとしより相談センター）の機能強化		

☆は各分野における重点事業

## （5）介護保険事業計画について【本編 106 ページ～】

介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条の規定に基づき、要介護・要支援者や要介護・要支援者となるリスクのある高齢者が介護保険等のサービスを利用できるよう、対象サービスの種類やサービスの見込み量を定め、保険給付及び地域支援事業の円滑な実施を確保するために定める。

高齢者の生活の支えとして不可欠である介護保険制度の運営の中で、要介護状態等の軽減、悪化の防止といった制度の理念を堅持し、国の基本指針や以下の事項に留意して必要なサービスを適切に見込んでいく。

<留意すべき事項>

- 後期高齢化の進行に伴う要介護（要支援）認定者数の増加
- 介護サービス事業所及び介護保険施設の整備によるサービス量の増加
- 新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化により、身体機能等に影響を受けた高齢者数の増加に伴う要介護（要支援）認定者数の増加 等

#### 4 策定スケジュール（予定）

時 期	会 議 名	備 考
11月10・11日	健康福祉委員会	素案報告
11月14日～30日	パブリックコメントの実施	素案意見聴取
令和3年1月上旬	高齢者保健福祉・介護保険制度推進本部幹事会	原案検討
1月中旬	高齢者保健福祉・介護保険事業計画委員会	原案意見聴取
1月下旬	高齢者保健福祉・介護保険制度推進本部（庁議）	原案決定
2月中旬	健康福祉委員会	原案報告・策定